

「計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令案」に対するパブリックコメントで寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方・対応について

番号	ご意見の概要	ご意見数	ご意見に対する考え方・対応
1	眼圧単位である水銀柱ミリメートル (mmHg) の永久使用を要望します。	5	我が国は法定計量単位について国際単位系 (S I) を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I単位系である水銀柱ミリメートルを永久的に使用することとするのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。眼圧についても、各種ある生体内の圧力の一つでありますので、同様となります。
2	生体内圧力に係る計量単位について現時点においてもパスカル等のみ付した血圧計の普及が十分ではないことから、水銀柱メートル等を法定計量単位とみなす猶予期間について「平成18年9月30日から平成25年9月30日」までという改正案を「平成18年9月30日から別途通知により定めるまで移行猶予期間とみなす」に変更又は機器に換算表を貼付することによって販売可能として頂きたい。	1	血圧の計量単位については、本案とは別に、計量法第5条第2項で規定されており、単位の変更はございません。したがって、水銀柱メートル表記の血圧計についてはパスカル等の換算表を貼付することなく販売可能です。
3	眼圧単位である水銀柱ミリメートル (mmHg) の継続使用を要望します。	3	本案は、生体内の圧力の計量において、現在の期限である平成18年9月30日から平成25年9月30日まで途切れることなく継続的に水銀柱ミリメートル (mmHg) を法定計量単位とみなすものです。したがって、本案は、生体内の圧力の一部である眼圧に関しても、平成25年9月30日まで水銀柱ミリメートルの継続使用を可能とするものであります。
4	7年間の移行猶予期間の延長は妥当と考える。	1	7年間の移行猶予期間が適切とのご意見であり、ご意見を踏まえ対応して参りたいと考えております。
5	眼圧計に関しては、世界各国の足並みが揃うまでは、今後 mmHg のままとする特例措置をお願いしたい。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系 (S I) を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、一定の猶予期間を置いて、S I単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。このような考え方に基づき、本案は、生体内の圧力の計量について、平成25年9月30日まで水銀柱ミリメートル (mmHg) を法定計量単位とみなすものです。眼圧も、各種ある生体内の圧力の一つであり、同様に平成25年9月30日まで水銀柱ミリメートル (mmHg) は法定計量単位のままとなります。
6	「平成25年9月30日までの移行猶予期間の延長」でなく、医療機関等での透析療法分野における生体内圧力測定の単位として、「水銀柱メートル及び水柱メートル」が恒久的に使用可能となるよう要望いたします。	2	我が国は法定計量単位について国際単位系 (S I) を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I単位系である水銀柱メートル等を恒久的に使用可能とするのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。
7	生体内圧力に係る計量単位について、水銀柱ミリメートル (mmHg) を法定計量単位と見なす移行猶予期間を、平成25年10月1日以降も視野に入れて mmHg を継続的に使用できるように、特例として認めて頂くよう強く要望します。	2	我が国は法定計量単位について国際単位系 (S I) を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I単位系である水銀柱ミリメートルを永久的に使用することとするのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。
8	生体内圧に係る計量単位について水銀柱ミリメートル (mmHg) を法定計量単位とみなす移行猶予期間を当分の間、再延長されることを要望します。	1	本案は、生体内の圧力の計量において、現在の期限である平成18年9月30日から平成25年9月30日まで再延長するものであります。

番号	ご意見の概要	ご意見数	ご意見に対する考え方・対応
9	眼圧計の単位として、当面の間は期限を設けず継続して mmHg を法定計量単位とみなす様にして頂くことを強く望みます。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系（S I）を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、一定の猶予期間を置いて、S I 単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。このような考え方に基づき、本案は、生体内の圧力の計量について、平成25年9月30日まで水銀柱ミリメートル（mmHg）を法定計量単位とみなすものです。眼圧についても、各種ある生体内の圧力の一つでありますので、同様となります。
10	「水銀柱メートル等を法定計量単位として永久にみなすものである。」と変更していただきたい。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系（S I）を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I 単位系である水銀柱メートル等を永久的にみなすのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I 単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。
11	「今後更に7年間の猶予期間」を「恒久的」としていただきたい。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系（S I）を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I 単位系である水銀柱メートル等を恒久的にみなすのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I 単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。
12	眼圧計における水銀柱メートル等を法定計量単位とみなす移行猶予期間を7年間の延長ではなく、継続的に使用できるよう、ご検討頂きたい。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系（S I）を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、一定の猶予期間を置いて、S I 単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。このような考え方に基づき、本案は、生体内の圧力の計量について、平成25年9月30日まで水銀柱ミリメートル等を法定計量単位とみなすものです。
13	今回の7年間の延長措置は、医療安全上の観点から、現在の当該医療機器には有効と考えます。しかし、今後の対応につきまして、国や行政での主導施策や支援等に関する要望をいたします。まず、医療機器（生体内圧力関係）の使用者（医療機関・団体・学会）への啓発・普及や、国や行政による、使用者（当該医療機器）を中心としたS I 化に対する検討とともに、国際的な、生体内圧力に係る特定医療機器の計測単位に関する、国レベルでの調整への対応をお願いいたします。	1	ご指摘につきましては、今後の政策の検討の際の参考とさせていただきます。
14	今回の猶予期間を延長いただくことは非常に歓迎すべきことです。ただ、医療機器においては、機器の進歩とともに患者管理や診断基準が築き上げられてきた背景を考慮すると、換算を伴う単位の変更は、医療従事者のミスにつながり、ひいては患者の安全性に影響を及ぼす可能性も否定できません。医療機器においては、単に機器側への単位変更にとどまらず、それを使用する医療従事者への周知プログラムも含めて改訂時期あるいは除外品目の設定をご検討いただきたくお願い申し上げます。	1	ご指摘につきましては、今後の政策の検討の際の参考とさせていただきます。
15	会員企業が取り扱う医療機器に係る医療分野における生体内圧力測定の単位として、「水銀柱メートル及び水柱メートル」が恒久的に使用可能となるよう要望いたします。	1	我が国は法定計量単位について国際単位系（S I）を基に統一を進めております。したがって、生体内の圧力の計量についても、非S I 単位系である水銀柱メートル等を恒久的に使用することとするのではなく、一定の猶予期間を置いて、S I 単位系への移行を進めていくことが適切と考えられます。